

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「養護老人ホームの整備及び運営に関する基準について」及び「軽費老人ホームの設備及び運営について」の一部改正等について

計7枚（本紙を除く）

Vol.34

平成20年5月9日

厚生労働省老健局計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(企画法令係・3937)
FAX：03-3595-3670

平成20年5月9日

都道府県介護保険担当主管課（室）
市区町村介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局計画課

「養護老人ホームの整備及び運営に関する基準について」及び「軽費老人ホームの設備及び運営について」の一部改正等について

介護保険行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成20年4月28日付で、「養護老人ホームの整備及び運営に関する基準について」及び「軽費老人ホームの設備及び運営について」の一部改正について（平成20年4月28日老発第0428001号厚生労働省老健局長通知）を発出いたしましたので、情報提供させていただきます。（別添1）

併せて、通知本文中記載がございます「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（昭和41年厚生省令第19号）の一部改正につき、情報提供いたします。（別添2）

なお、介護保険最新情報 Vol. 33 において情報提供いたしました「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成二十年厚生労働省令第百七号）の解釈通知を近日中に発出し、平成20年6月1日の本省令施行と同時に適用することとしており、それに伴い、上記4月28日付通知において改正後の「軽費老人ホームの設備及び運営について」は、平成20年5月31日をもって廃止予定であることにご留意をお願いいたします。

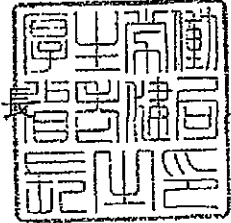
照会先
厚生労働省老健局計画課
企画法令係
TEL 03-5253-1111(内線3971)



老発第0428001号
平成20年 4月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」及び「軽費老人ホームの設備及び運営について」の一部改正について（通知）

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）及び「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（昭和41年厚生省令第19号）の一部が改正され、本年5月1日より施行されることとなったことに伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年老発第307号）及び軽費老人ホームの設備及び運営について（昭和47年社老第17号）の一部を別紙のとおり改正し、本年5月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知を図られたい。

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号、厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>(別表)</p> <p>養護老人ホーム等職員配置表</p> <p>1 養護老人ホーム</p> <p>表 (略)</p> <p>(注) <u>1 生活相談員、支援員、看護職員については、常勤換算方法により置くべき人数(2の盲(聴)養護老人ホームについても同じ。)</u></p> <p><u>2 サテライト型養護老人ホームの医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p><u>3 サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又はその他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p><u>一 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又はその他の従業者</u></p> <p><u>二 病院 栄養士(病床数百以上の病院の場合に限る。)</u></p> <p><u>三 診療所 その他の従業者</u></p>	<p>(別表)</p> <p>養護老人ホーム等職員配置表</p> <p>1 養護老人ホーム</p> <p>表 (略)</p> <p>(注) 生活相談員、支援員、看護職員については、常勤換算方法により置くべき人数。 <u>2 の盲(聴)養護老人ホームについても同じ。</u></p>

○ 軽費老人ホームの設備及び運営について（昭和47年2月26日社老第17号、厚生省社会局長通知）（抄）

改 正 後						改 正 前					
第四 ケアハウス 6 職員 (1) 職員数 (略)						第四 ケアハウス 6 職員 (1) 職員数 (略)					
ウ 特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合の単独設置 (共通職員)						ウ 特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合の単独設置 (共通職員)					
職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等	職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等
20 21~30 (略)	(略)	(略)		(略)	人 4 (2) 4 (2) (略)	20 21~30 (略)	(略)	(略)		(略)	人 4 (2) 4 (2) (略)
(注) 1 () 書きは非常勤職員数の再掲である。 2 一般入所者とは、特定施設入所者生活介護の提供を受けていないものである。 3 <u>サテライト型軽費老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームをいう。)</u> にあつては、本体施設の調理員、その他の従業者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われると認められるときは、調理員等を置かないことができる。						(注) 1 () 書きは非常勤職員数の再掲である。 2 一般入所者とは、特定施設入所者生活介護の提供を受けていないものである。					

エ 特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合の併設設置
(共通職員)

職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等
10～19	(略)	(略)	(略)	(略)	人 1 (1)
20～29					1 (1)
(略)					(略)

- (注) 1 () 書きは非常勤職員数の再掲である。
 2 一般入所者とは、特定施設入所者生活介護の提供を受けていないものである
 3 サテライト型軽費老人ホームにあっては、本体施設の調理員、その他の従業者により当該
サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われると認められる
ときは、調理員等を置かないことができる。

エ 特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合の併設設置
(共通職員)

職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等
10～19	(略)	(略)	(略)	(略)	人 1 (1)
20～29					1 (1)
(略)					(略)

- (注) 1 () 書きは非常勤職員数の再掲である。
 2 一般入所者とは、特定施設入所者生活介護の提供を受けていないものである。

明治三十五年三月三十一日 日刊 (行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○消防法施行規則の一部を改正する省令 (総務五五)

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令 (法務三二)

○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (厚生労働一〇二)

○公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令 (環境四)

〔告 示〕

○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件 (総務二六三)

○戸籍法第十七条の二第一項の規定による指定に関する件 (法務二二四)

○分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源 (ストラドリング魚類資源) 及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定へのパラオ共和国の加入に関する件 (外務二六二)

○過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約へのマダガスカル共和国の加入に関する件 (同二六三)

○過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書 (失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書 (議定書IV) のマダガスカル共和国による同意の通告に関する件 (同二六四)

○過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書 (千九百九十六年五月三日に改正された議定書II) のマダガスカル共和国による同意の通告に関する件 (同二六五)

○過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正へのボスニア・ヘルツェゴビナの加入に関する件 (同二六六)

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成二十年三月三十一日までの輸入数量を告示 (財務一五五)

○平成十九年度の初日から平成二十年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示 (同一五六)

○平成十九年度の初日から平成二十年三月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示 (同一五七)

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件 (国税庁二)

○使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部を改正する件 (厚生労働二九四)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件 (同二九五)

○瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数の最高限度を定める件の一部を改正する件 (農林水産六五三)

○瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める件の一部を改正する件 (同六五四)

○小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件の一部を改正する件 (同六五五)

○小型機船底びき網漁業につき、海域及びその海域において許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める等の件の一部を改正する件 (同六五六)

○農産物規格規程の一部を改正する件 (同六五七)

○保安林の指定をする件 (同六五八)

○生活保護法に基づき指定医療機関の名称を変更した件 (中国四国厚生局二)

○生活保護法に基づき指定医療機関の名称を変更した件 (九州厚生局一)

○生活保護法に基づき指定医療機関の指定の効力が消滅した件 (同二)

○道路に関する件 (東北地方整備局一四一、一四二)

○道路に関する件 (北海道開発局三七、三八)

○留萌川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件 (同三九)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

〔官庁事項〕

〔公聴会〕

〔資料〕

閣議決定等事項

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)

〔公 告〕

諸事項

官庁

監査法人処分、財団、有権者申出方、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、境川土地改良区の定款変更の認可関係

裁判所

失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

会社その他

省 令

〇総務省令第五十五号

消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第二十六条第一項ただし書の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年四月三十日

総務大臣 増田 寛也

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則(昭和二十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項を次のように改める。

令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一 令別表第一(一)項から(イ)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口(避難階(無窓階を除く。以下この号及び次項第一号において同じ。))にあつては、次条第三項第一号イに掲げる避難口、避難階以外の階(地階及び無窓階を除く。以下この条において同じ。))にあつては同号ロに掲げる避難口をいう。以下この条において同じ。を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあつては二十メートル以下、避難階以外の階にあつては十メートル以下であるもの。

二 前号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の避難階(床面積が五百平方メートル以下で、かつ、客席の床面積が百五十平方メートル以下のものに限る。第三項第二号において同じ。)で次のイからハまでに該当するもの。

イ 客席避難口(客席に直接面する避難口をいう。以下この条において同じ。)を二以上有すること。

ロ 客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が二十メートル以下であること。

ハ すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置(自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので、非常電源が附置されているものに限る。以下この条において同じ。)が設けられていること。

第二十八条の二第三項を次のように改める。令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、誘導標識については、次の各号に定める部分とする。

一 令別表第一(一)項から(イ)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であるもの。

二 前号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の避難階で次のイからハまでに該当するもの。

イ 客席避難口を二以上有すること。

ロ 客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

ハ すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置が設けられていること。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

〇法務省令第三十二号
法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第二十条第二項及び商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条(他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年四月三十日
法務大臣 鳩山 邦夫

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(平成十三年法務省令第十二号)の一部を次のように改正する。

別表広島法務局の部同法務局の款同法務局の項中「西区」を「西区 安佐南区」に改め、同款祇園出張所の項を削る。

第二条 登記事務委任規則(昭和二十四年法務省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中、「祇園出張所」及び「祇園出張所については、商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。」を削る。

附 則
この省令は、平成二十年五月七日から施行する。

〇厚生労働省令第百二号
老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十七条第一項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年四月三十日
厚生労働大臣 舛添 要一

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「第二項及び第七項」を「第二項、第七項及び第十項」に改める。

第十二条第十項を同条第十一項とし、同条に次の一項を加える。

12 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

二 病院 栄養士(病床数百以上の病院の場合に限る。)

三 診療所 事務員その他の従業者

第十二条第九項のただし書を加える。

ただし、第一項第五号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする。

第十二条第九項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの。以下この条において「本体施設」というもの)の密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

附 則
この省令は、平成二十年五月一日より施行する。